

業務用自動車賃貸借契約書（案）
（長期継続契約）

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)と
の間に、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借車両)

第1条 乙は、甲に対し次の掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名・型式
- (2) 登録番号 沖縄
- (3) 車台番号
- (4) 数量 1台(パトロール車)
- (5) 付属品 別紙「共通仕様書(パトロール車)」のとおり

(賃貸借期間)

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの長期
継続契約とする。

(賃貸借の目的)

第3条 甲は、車両を公務遂行の用に供するものとする。

(車両の引渡)

第4条 車両の引渡しは那覇港管理組合にて行い、甲乙双方が立合い、装備、外観、その他
すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認したとき、乙
から甲に引き渡されたものとする。

2 引渡し後の車両の隠れた瑕疵については、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料)

第5条 車両の賃貸借料は、総額 円(月額 円)とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、総額 円、月額 円とする。)

令和6年度賃借料	円
令和7年度賃借料	円
令和8年度賃借料	円
令和9年度賃借料	円
令和10年度賃借料	円
令和11年度賃借料	円

2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受領した日から起算して、30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満

了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約金額総額の 100 分の 10 以上とする。ただし、那覇港管理組合契約規則第4条 第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

(費用負担)

第7条 賃貸借車両に対する公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第8条 乙は、この契約の期間中車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗・摩擦部分、油脂類の交換(タイヤ・バッテリーを含む)

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第9条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対して代車を無償で貸し渡すものとする。

2 乙は履行開始日までに当該車両を納入出来ない場合、当該車両と同程度の車両を代車として手配し、納入までの間、甲に提供する物とする。

(賃貸借権譲渡等の禁止)

第10条 甲は、車両について賃貸権の譲渡転貸、または担保の用に供してはならない。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第11条 この契約は、那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 29 年那覇港管理組合条例第2号)第2条の長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行しないとき。
- (2) 乙が不誠実なとき。
- (3) 乙がこの契約の定めに従わないとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除しても、乙は甲に対して損害及び異議の申し立てをすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲、乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約書及び仕様書に定めのない事項又は本契約に関し当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合
管理者 玉城 康裕

乙 住所○○○○○○○○○
商号又は名称○○○○○○○○○
氏名○○○○○○○○○